

千代田区男女共同参画センター MIW相談室について

資料 6



MIWには3つの相談があります

一般相談



法律相談



LGBTQ相談



「MIW相談室では、あなたが抱えている様々な悩みや困りごとを一緒に整理し、問題解決の糸口を見つけるお手伝いをしています。性別、年齢を問わず、どなたでもご利用いただけます。」（MIW公式HPより）

相談の概要

相談の種類	一般相談	女性のための法律相談	LGBTQ相談
対象	区在住・在勤・在学の方	区在住・在勤・在学 <u>の女性</u>	区在住・在学・在勤の <u>当事者・家族・企業関係者等</u>
内容	夫婦やパートナー、家族、人間関係、働き方、ハラスメント、性暴力被害など	離婚、暴力被害など法的な知識が必要な困りごと	性自認や性的指向に関連した困りごと
方法	初回は電話、2回目以降は面接	電話または面接	初回は電話、2回目以降は電話または面接
予約の有無	◎	◎	○（空きあれば当日相談可）
期間	原則6か月程度	<u>原則継続利用不可</u>	特に定めていない
実施日	月曜～金曜、第1・3土曜日	毎月第2火曜日	毎月第2・4火曜日
所要時間	50分／回	45分／回	50分／回
スタッフ	相談コーディネーター4名 <u>相談者ごとに同じ相談員が担当</u>	4人の女性弁護士のローテーション制	「NPO法人共生社会をつくる性的マイノリティネットワーク」から3~4名の相談員が派遣

ジェンダー平等・性の多様性尊重の視点で相談に対応しています

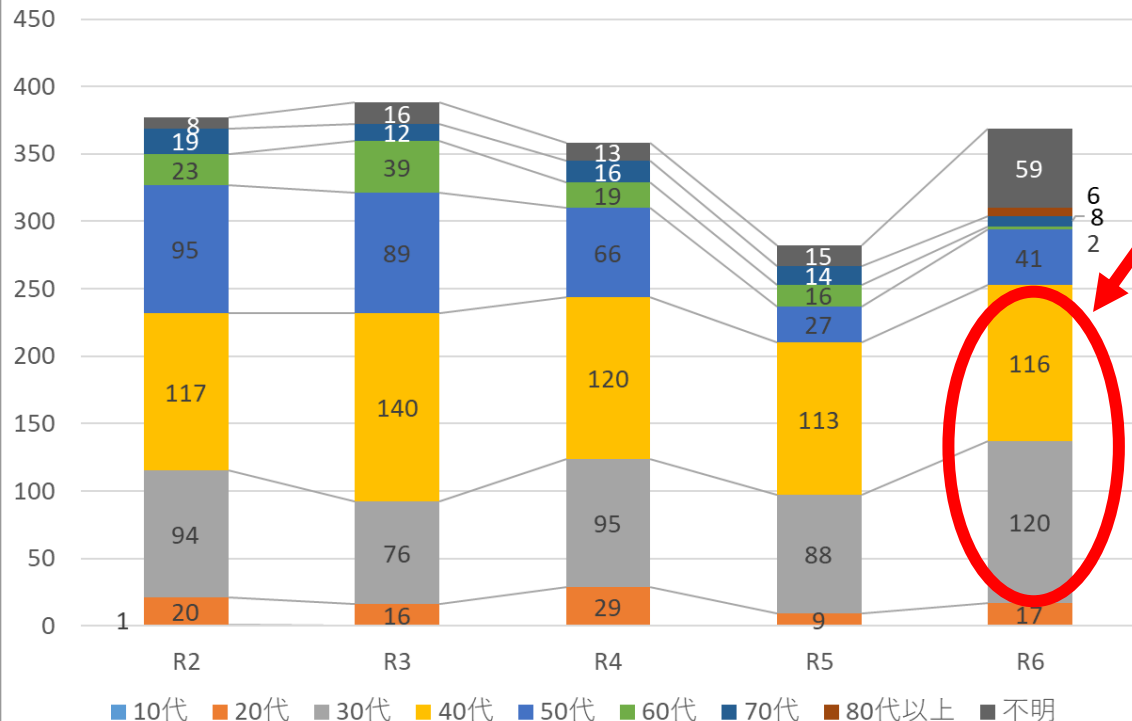
一般相談



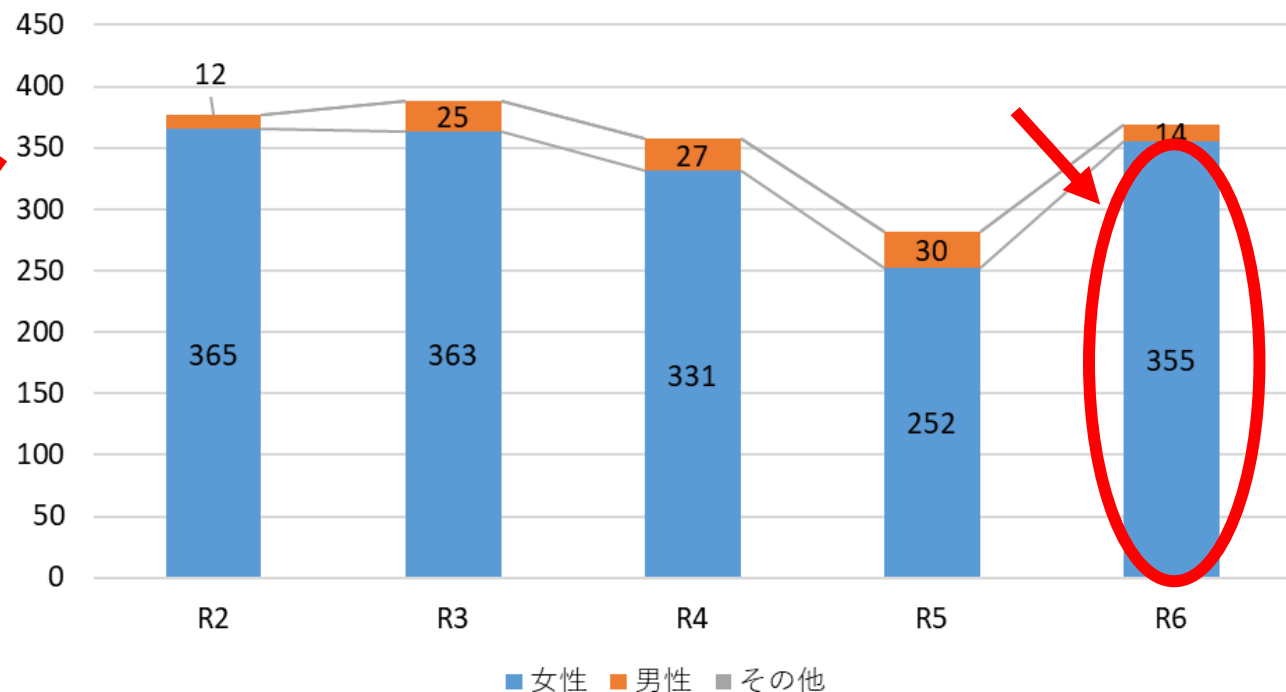
相談者層の傾向①

「30代～40代の女性」の利用が最も多いが、幅広い世代や、男性も利用している。

令和2～6年度相談件数の推移（年代別）



令和2～6年度相談件数の推移(性別)



一般相談

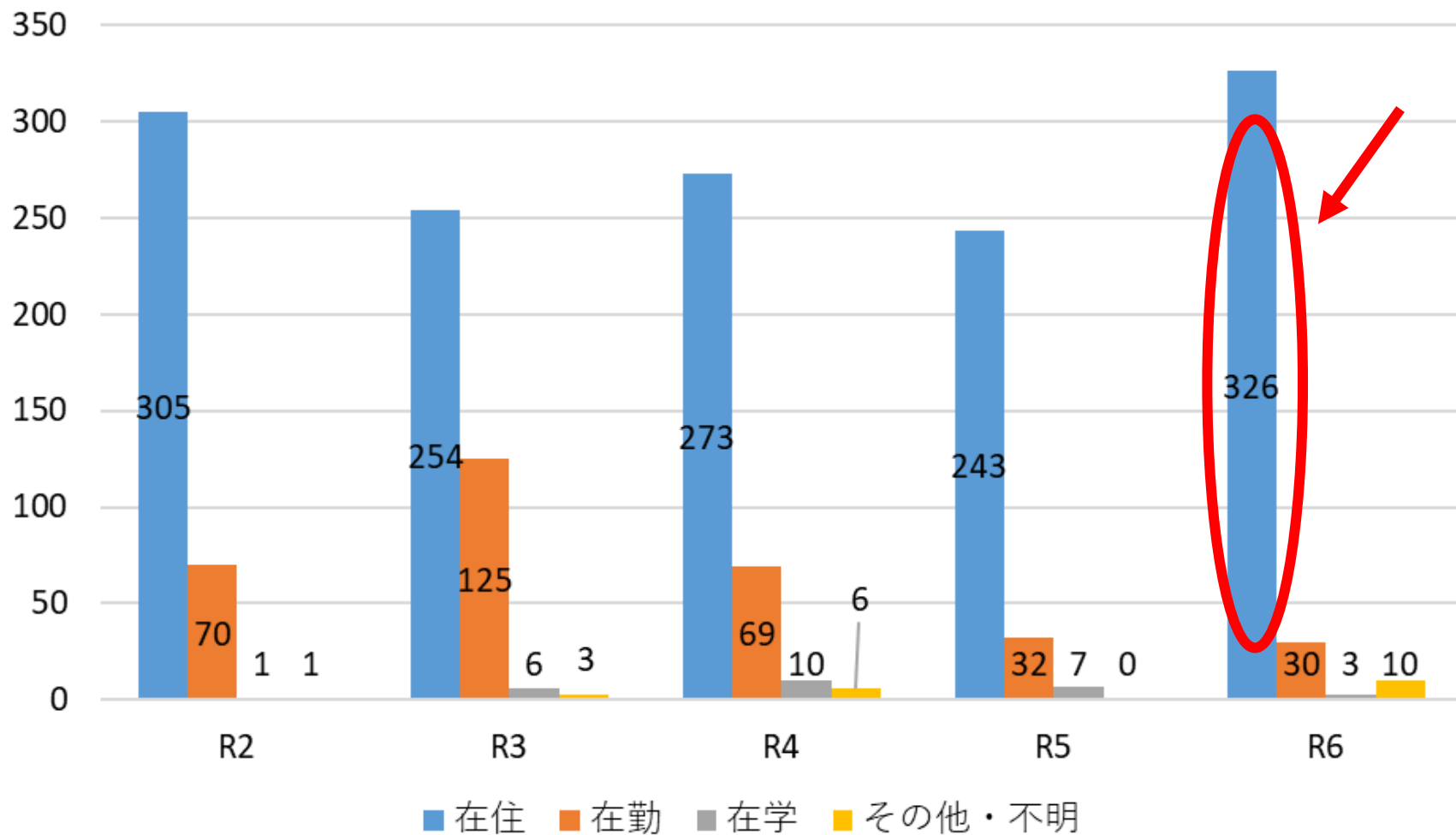


相談者層の傾向②

在住者の相談が年々増加し、令和6年度は9割近くを占めた。

在勤・在学者も相談できるが、居住地で相談が必要だと相談員が判断すれば、居住地の相談を案内することもある。

令和2～6年度相談件数の推移(在住・在学・在勤別)



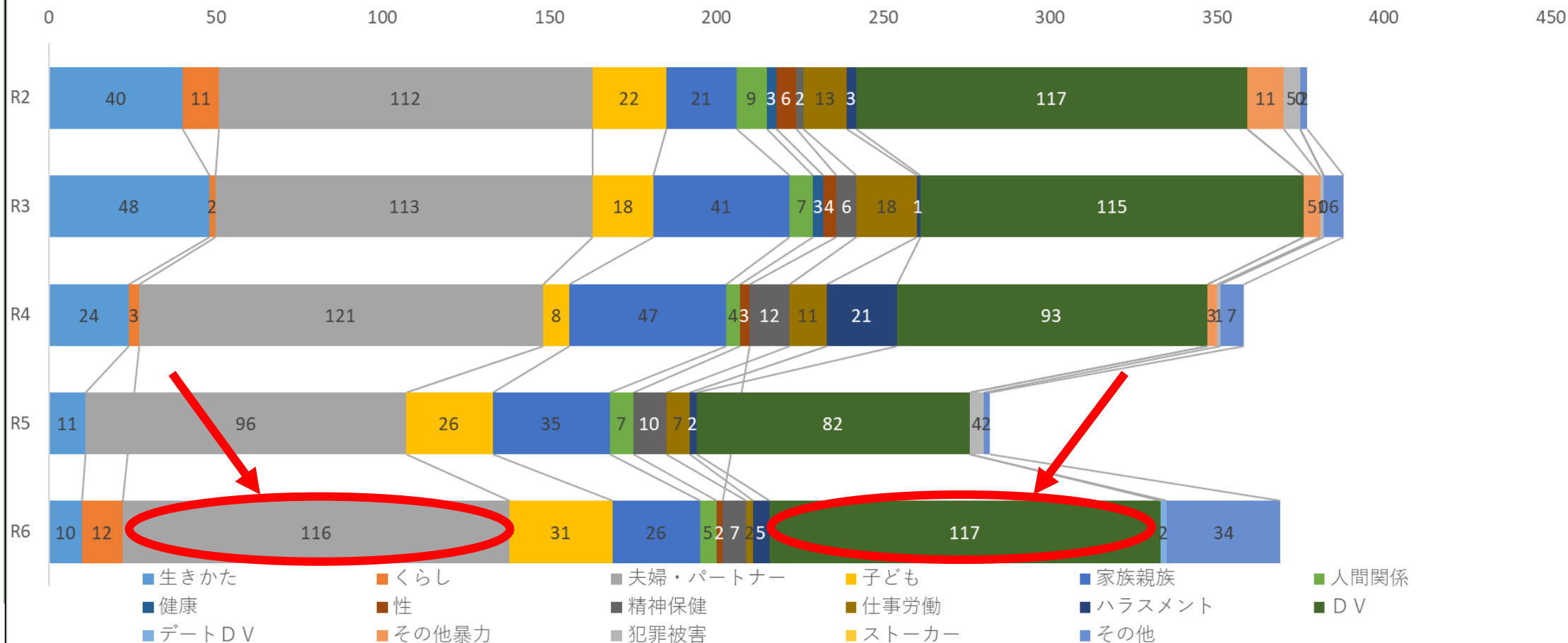
一般相談



相談内容（主訴）の傾向

「DV」「夫婦・パートナー関係」に関する相談が多い。令和6年度は6割以上を占めた。主訴の多い順に「子ども」「家族親族」と続く。

令和2～6年度相談件数の推移(主訴別)



一般相談



他機関との連携

相談者が区内外他機関でも相談をされている場合、相談者本人の承諾の上で、実務者レベルでの情報共有を綿密に行う。

相談者の例	主な連携先
18歳未満の子どもの問題を抱えている方	児童・家庭支援センター
シェルターに避難したいDV被害者の方	生活支援課女性相談支援員
離婚を考えている女性で法的知識を必要としている方	弁護士（MIW法律相談）
家族がアルコール等への依存の問題を抱えている方、メンタルに不安のある方	千代田保健所
高齢の親の介護を独りで抱えている方	高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」
経済的に困窮している方	生活支援課

一般相談



アウトリーチの実施

潜在的な相談ニーズの掘り起こしを期待して、庁内や公的な施設にとどまらず、区内の関連機関を相談員が積極的に訪問している。

具体例



私立中学校・高校



医療機関



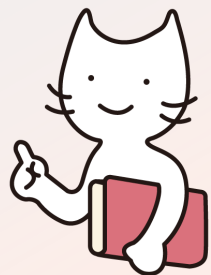
私立大学学生相談室



幼稚園・保育園

法律相談・LGBTQ相談について

法律相談



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
相談件数 ／年間枠数	20／36	17／36	16／36	6／36	21／24

※令和6年度より相談時間・回数等を見直し

- ・離婚前後の法律的な相談が主訴のほとんどを占めている。

LGBTQ相談



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数 ／年間枠数	16／72	24／72	28／72	31／72	46／72

- ・当事者の相談はもちろん、家族や支援者の相談も少なくない。
- ・区内企業人事担当者や小中学校教員からの相談もある。

一般相談コーディネーターは、上記2つの相談ケースも把握し、相談員との情報共有を実施。相談者のニーズにあった各相談の利用を薦めている。